

まちなかインキュベーション事業等補助金について

1. 概要

中心市街地に点在する空き店舗を利用して出店する者に対して、24か月以内の賃借料を補助する制度。

なお、新規創業者には開業時1回のみ、改装費の補助をいたします。

○補助内容（税抜）

賃借料（補助期間は開業の翌月から24か月）

業種	補助率 (月額家賃に対して)	補助限度額	補助対象期間
飲食店	1/3 以内	72万円/年	24か月
物販店	1/2 以内	108万円/年	
サービス業等	1/4 以内	54万円/年	

改装費（新規創業者のみ）

	補助率(補助対象部分に対して)	補助限度額
改装費	20%以内	50万円

○補助の仕組み

開業後の営業実績に基づき、弊社より補助金を交付します。（指定口座に振込）

2. 活用条件

- 原則として事業を営んだ経験がなく、初めて事業を起こす個人または法人を優先
- 下記に示す補助対象外業種^{*1}でないこと
- 申込完了時に対象物件が6か月（新築未入居物件については12か月）以上空き店舗状態であること（創業の場合はこの限りではない）
- 物件が対象エリア内^{*2}に位置し、店舗入口が公道に面した1階部分であること
- 申込書提出時に入居予定物件の賃貸借契約が未契約であること
- 申込書提出時に店舗の改装が未着手であること
- 対象エリア内での移転でないこと
- 弊社が本事業を実施した際、中心市街地の活性化を推進できると認められる魅力的な店舗（事業計画）であること
- 審査会で合格すること
- 補助金交付決定より、3か月以内に開業すること
- ひと月に22日以上営業すること
- 弊社の行う中心市街地活性化事業に協力的であること
- すべての法的要因をクリアできること

等

※1 補助対象外業種

- ・風俗店舗、遊技場等
- ・スナック、バーに類する、酒類の提供を主とする夜間飲食店舗
- ・不動産業、建設業、金融業、人材派遣、民間ハローワークなどの事務所
- ・卸売を主にする業態の店舗
- ・違法なものを取り扱う店舗
- ・暴力団等、反社会的勢力が経営する店舗一切
- ・不当に賃料が高い物件
- ・その他弊社が不適当と判断した事業

※2 対象エリア：東が国道259号線、北が松葉公園北側の札木通り、西が豊橋駅から北に延びる大橋通り、南が水上ビルに囲まれたエリアが概ねの目安です。

3. 必要書類

- ・申込書兼事業計画書
 - ・事業計画補足資料（販売予定商品一覧、提供予定メニュー等）
 - ・登記事項証明書（法人の場合のみ）、住民票（代表者、個人）
 - ・納税証明書（豊橋市「滞納額の無い証明」）
 - ・入居物件の不動産登記事項証明書
 - ・不動産物件情報、物件写真（店内外数枚）
 - ・直近2期分の決算書（創業でない場合）
 - ・営業許可、免許、登録を受けていることを証明するもの等の写し（許可等を要する業種の場合）
- 創業の場合は以下の書類も提出**
- ・創業であることを証明する書類一式（職務経歴書、源泉徴収票、給与明細書等）
 - ・改裝工事見積書

4. 採択までの流れ

- ①ヒアリング及び説明 … 事業概要、物件詳細等を伺います
- ②必要書類を整え、申込書を提出
※②の後、賃貸借契約、改裝工事、開業が可となります
- ③弊社審査会で選考（書類審査、面接）
- ④採択された場合、市へ補助申請 … 手続きは弊社が行います
- ⑤市が補助申請を承諾
- ⑥開業後、弊社に補助金請求書等必要書類を提出
※②～⑤までで、概ね2～4週間かかります

問合せ

㈱豊橋まちなか活性化センター

豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所2階

TEL:0532-55-6666